

平成24年7月2日  
東北森林管理局

「『みどりのきずな』再生プロジェクト」  
災害廃棄物由来の再生資材の活用について

東北森林管理局では、4月23日に野田佳彦内閣総理大臣が発表した「『みどりのきずな』再生プロジェクト」構想の一環として、東日本大震災に伴う津波により被災した仙台湾沿岸の海岸防災林の再生に取り組んでいます。

海岸防災林の再生に当たっては、樹木の根の健全な成長を確保するため、盛土を行うこととしており、災害廃棄物の処理に貢献する観点から、分別・無害化され安全が確認された災害廃棄物由来の再生資材も盛土材として活用することとしています。

今回、仙台市荒浜の国有林における盛土工事で、7月3日（火）から災害廃棄物由来の再生資材（コンクリートくず）の活用を開始します（別紙1）。

なお、7月3日（火）午前9時から、現地において工事概要の説明を行います（別紙2）。

担当：森林整備部治山課

課長 岸 功規

018-836-2250

仙台森林管理署海岸防災林復旧対策室

室長 梅木 洋一

022-273-1111

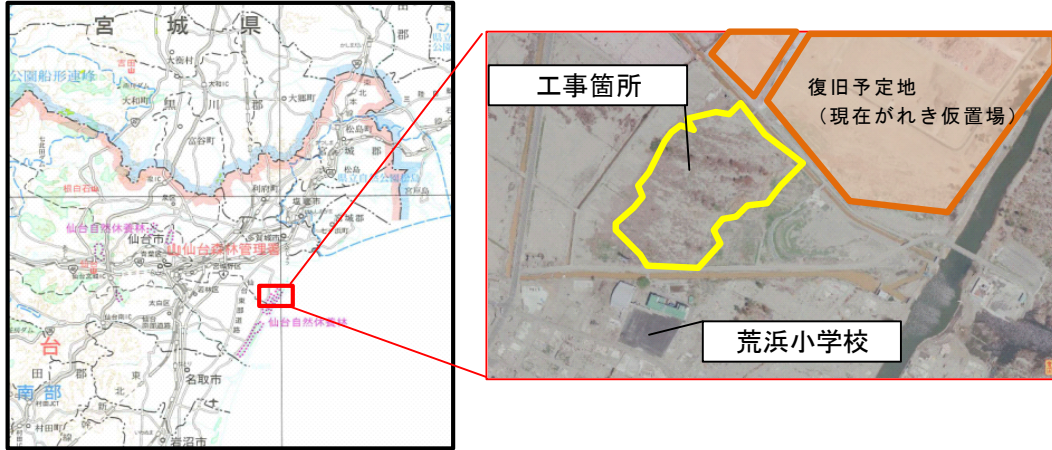
工事の概要

工事名 仙台地区第一治山工事

工事場所 仙台市若林区荒浜谷地中林<sup>あらはまやち なかばやし</sup> 国有林地内 (面積 2.92 ha)

工期 平成24年5月12日～平成25年3月8日

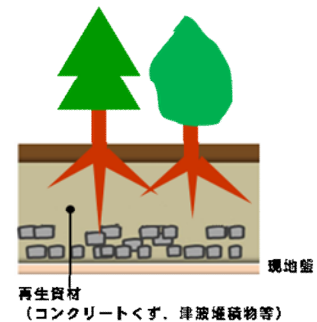
主な工種 盛土工 82,000m<sup>3</sup>



災害廃棄物由来の再生資材の活用について

- ・ 7月3日から、仙台市から供給されるコンクリートくずを盛土材として活用 (約2,000m<sup>3</sup>)
- ・ 今後とも環境部局と再生資材の調整が整い次第、活用していく予定

<再生資材の活用イメージ>



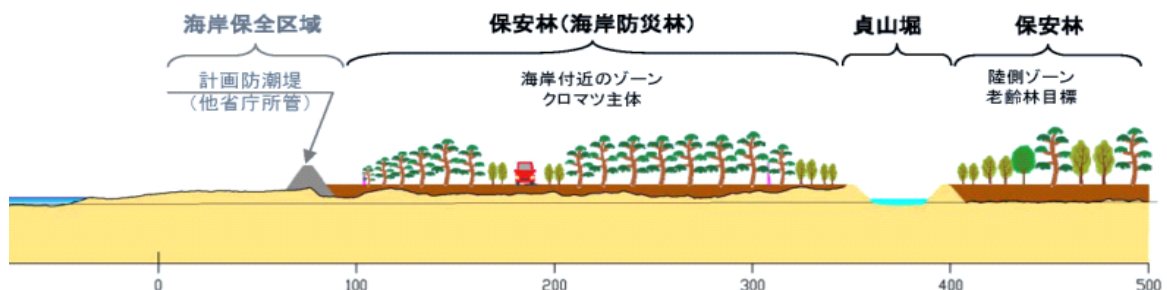
(参考) 仙台湾沿岸における海岸防災林の再生イメージ

○ 生育基盤の造成

今回の津波では、地盤高が低く地下水位が高い箇所において、樹木の根が地中深くに伸びず流失したものが多数存在していることが確認されたため、地下水位から2～3m程度の盛土を実施し、津波に対して根返りしにくい健全な海岸防災林を再生

○ 植栽樹種

海側には、飛砂、潮風、寒風等の害に十分耐え、飛砂、潮風害等の防備機能が高いクロマツを主体とした植栽を実施するとともに、内陸側においては、防風効果を確保しつつ森林の多様性に配慮した樹種による植栽も検討



工事箇所周辺図

